

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

塩竈市は、予防接種関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

宮城県塩竈市長

## 公表日

令和6年8月14日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施、その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 ①定期予防接種の個別・集団接種実施に関する事務 ②予防接種医療費給付の支給に関する事務 ③予防接種の実費徴収に関する事務 ④予防接種実施の記録に関する事務 ⑤予防接種の正しい知識と予防啓発及び接種勧奨
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民基本台帳ファイル(健康管理システムファイル)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 ・別表の14の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条  ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康づくり課 / 子ども未来課
②所属長の役職名	健康づくり課長 / 子ども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5284
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康づくり課 宮城県塩竈市北浜四丁目8番13号 電話 022-364-4786 子ども未来課 宮城県塩竈市本町1番1号 庁番館1階 電話 022-354-1225

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ○ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月20日	I-5②所属長	健康推進課長 相澤和広	健康推進課長 草野弘一	事後	
平成29年8月4日	I-4②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・提供なし  (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の17,18,19の項 ・別表第二省令第7号の第13条	(別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の16の2の項 ・別表第二省令第7号の12条の2  (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の16の2,17,18,19の項 ・別表第二省令第7号の12条の2,13条,13条の2	事後	
平成29年8月4日	II-1. 一つの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月30日 時点	事後	
平成29年8月4日	II-2. 一つの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月30日 時点	事後	
平成30年7月31日	I-4②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の16の2の項 ・別表第二省令第7号の12条の2  (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の16の2,17,18,19の項 ・別表第二省令第7号の12条の2,13条,13条の2	(別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の16の2の項 ・別表第二省令第7号の12条の2  (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の16の2,17,18,19の項 ・別表第二省令第7号の12条の2,12条の3,13条,13条の2	事後	
平成30年7月31日	I-5②所属長の役職名	健康推進課長 草野弘一	健康推進課長	事後	
平成30年7月31日	II-1. 一つの時点の計数か	平成29年4月30日 時点	平成30年4月30日 時点	事後	
平成30年7月31日	II-2. 一つの時点の計数か	平成29年4月30日 時点	平成30年4月30日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-1. 一つの時点の計数か	平成30年4月30日 時点	平成31年4月30日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2. 一つの時点の計数か	平成30年4月30日 時点	平成31年4月30日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	なし	基礎項目評価書	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く)	なし	特に力を入れている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-3 特定個人情報の利用目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	なし	特に力を入れている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-3 特定個人情報の利用権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	なし	特に力を入れている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	なし	特に力を入れている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)	なし	[O]提供・移転しない	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	なし	特に力を入れている(入手・提供)	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-7 特定個人情報の保管・消去	なし	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-8 監査	なし	[O]自己点検	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-9 従業者に対する教育・啓発	なし	特に力を入れて行っている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和2年5月18日	II-1. 一つの時点の計数か	平成31年4月30日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	
令和2年5月18日	II-2. 一つの時点の計数か	平成31年4月30日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	
令和3年7月15日	I-1 ②事務の概要	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施、その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とし、定期及び市長が必要と認める任意の予防接種を行い、経済的理由のあるものを除き、予防接種を受けた者などから費用を徴収する。また、定期の予防接種等を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行うこととされており、給付の手続を行う。	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施、その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 ①定期予防接種の個別・集団接種実施に関する事務 ②予防接種医療費給付の支給に関する事務 ③予防接種の実費徴収に関する事務 ④予防接種実施の記録に関する事務 ⑤予防接種の正しい知識と予防啓発及び接種勧奨	事後	
令和3年7月15日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 ・別表第一の10の項 ・別表第一省令第5号の第10条	番号法第9条第1項 ・別表第一の10の項 ・別表第一主務省令第10条	事後	
令和3年7月15日	I-4 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の16の2の項 ・別表第二省令第7号の12条の2  (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の16の2,17,18,19の項 ・別表第二省令第7号の12条の2,13条,13条の2	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の16の2,16の3の項 ・別表第二主務省令第12条の2第2号,第12条の2の2  (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の16の2,17,18,19の項 ・別表第二主務省令第12条の2,第12条の3,第13条,第13条の2	事前	令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)第55条及び第56条において、番号法の改正が規定され、第19条(特定個人情報の提供の制限)の規定について、第3号の次に新たに1号を追加することに伴い、同条第4号以降に号ズレが生じたため。但し、施行日は令和3年9月1日とする。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月15日	I-5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	健康推進課	健康推進課 / 子育て支援課	事後	組織改編に伴う追加
令和3年7月15日	I-5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	健康推進課長	健康推進課長 / 健康福祉部次長兼子育て支援課長	事後	組織改編に伴う追加
令和3年7月15日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5728	総務課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5007	事後	
令和3年7月15日	I-8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	健康推進課 宮城県塩竈市北浜四丁目8番13号 電話 022-364-4786	健康推進課 宮城県塩竈市北浜四丁目8番13号 電話 022-364-4786	事後	組織改編に伴う追加
令和3年7月15日	II-1. 一つの時点の計数が	令和2年4月30日 時点	令和3年4月30日 時点	事後	
令和3年7月15日	II-2. 一つの時点の計数が	令和2年4月30日 時点	令和3年4月30日 時点	事後	
令和3年8月5日	I-1 ②事務の概要	<p>伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施、その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。</p> <p>①定期予防接種の個別・集団接種実施に関する事務 ②予防接種医療費給付の支給に関する事務 ③予防接種の実費徴収に関する事務 ④予防接種実施の記録に関する事務 ⑤予防接種の正しい知識と予防啓発及び接種勧奨</p>	<p>伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施、その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。</p> <p>①定期予防接種の個別・集団接種実施に関する事務 ②予防接種医療費給付の支給に関する事務 ③予防接種の実費徴収に関する事務 ④予防接種実施の記録に関する事務 ⑤予防接種の正しい知識と予防啓発及び接種勧奨</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書<sup>1</sup>の交付を行う。</p>	事後	7/26付け内閣官房副長官補室からの情報提供により追記
令和3年8月5日	I-1 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合管理番号連携サーバー、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合管理番号連携サーバー、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	7/26付け内閣官房副長官補室からの情報提供により追記
令和3年8月5日	I-3 法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 ・別表第一の10の項 ・別表第一主務省令の第10条</p>	<p>番号法第9条第1項 ・別表第一の10の項 ・別表第一主務省令の第10条</p> <p>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	事前	7/26付け内閣官房副長官補室からの情報提供により追記  令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)第55条及び第56条において、番号法の改正が規定され、第19条(特定個人情報の提供の制限)の規定について、第3号の次に新たに1号を追加することに伴い、同条第4号以降に号ズレが生じたため。但し、施行日は令和3年9月1日とする。
令和5年3月20日	I-①部署	健康推進課/子育て支援課	健康づくり課/子ども未来課	事後	組織改編に伴う名称変更
令和5年3月20日	I-5②所属長の役職名	健康推進課長/健康福祉部次長兼子育て支援課長	健康づくり課長/子ども未来課長	事後	組織改編に伴う名称変更
令和5年3月20日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止	総務課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5007	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5284	事後	
令和5年3月20日	I-8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	健康推進課 宮城県塩竈市北浜四丁目8番13号 電話 022-364-4786 子育て支援課 宮城県塩竈市本町1番1号 吉番館1階 電話 022-354-1225	健康づくり課 宮城県塩竈市北浜四丁目8番13号 電話 022-364-4786 子ども未来課 宮城県塩竈市本町1番1号 吉番館1階 電話 022-354-1225	事後	組織改編に伴う名称変更
令和5年3月20日	II-1. 一つの時点の計数が	令和3年4月30日 時点	令和4年4月30日 時点	事後	
令和5年3月20日	II-2. 一つの時点の計数が	令和3年4月30日 時点	令和4年4月30日 時点	事後	
令和5年3月20日	I-1③システムの名称	健康管理システム、団体内統合管理番号連携サーバー、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和5年7月19日	II-1. 一つの時点の計数が	令和4年4月30日 時点	令和5年4月30日 時点	事後	
令和5年7月19日	II-2. 一つの時点の計数が	令和4年4月30日 時点	令和5年4月30日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月5日	I-1 ②事務の概要	<p>伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施、その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。</p> <p>①定期予防接種の個別・集団接種実施に関する事務 ②予防接種医療費給付の支給に関する事務 ③予防接種の実費徴収に関する事務 ④予防接種実施の記録に関する事務 ⑤予防接種の正しい知識と予防啓発及び接種勧奨</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証</p>	<p>伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施、その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。</p> <p>①定期予防接種の個別・集団接種実施に関する事務 ②予防接種医療費給付の支給に関する事務 ③予防接種の実費徴収に関する事務 ④予防接種実施の記録に関する事務 ⑤予防接種の正しい知識と予防啓発及び接種勧奨</p>	事後	令和5年11月22日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡より、特例臨時接種としての取扱いを令和5年度末で終了のため
令和6年7月5日	I-1③システムの名称	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	事後	令和5年11月22日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡より、特例臨時接種としての取
令和6年7月5日	I-3 法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 ・別表第一の10の項 ・別表第一主務省令の第10条</p> <p>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	<p>番号法第9条第1項 ・別表の14の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律別表の主務省令で定める番号法第10条</p> <p>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	事後	令和6年5月27日付で番号法の一部が改正されたため
令和6年7月5日	I-3 法令上の根拠	<p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の16の2,16の3の項 ・別表第二主務省令の第12条の2第2号,第12条の2の2</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の16の2,17,18,19の項 ・別表第二主務省令の第12条の2,第12条の3,第13条,第13条の2</p>	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事後	令和6年5月27日付で番号法の一部が改正されたため
令和6年7月5日	II-1. いつの時点の計数が	令和5年4月30日 時点	令和6年4月30日 時点	事後	
令和6年7月5日	II-2. いつの時点の計数が	令和5年4月30日 時点	令和6年4月30日 時点	事後	